

予算執行者様

契約・検査課長

建築保全業務における適正な予定価格の設定及び最低制限価格制度の導入
について（通知）

建築保全業務のうち清掃、設備管理、警備、消防用設備等点検業務の一般競争入札については、「長野県の契約に関する取組方針」に基づき、適正な予定価格の設定、最低制限価格制度等の導入に取り組んでいるところですが、近年の急激な物価上昇やこれを踏まえた構造的な賃上げ実現のため、より一層、適切に価格転嫁を行うための適正な価格設定やダンピング対策が求められているところです。

つきましては、全ての建築保全業務において、下記のとおり予定価格の設定方法を統一し、最低制限価格制度を導入しますので、適切な事務処理に御配意願います。

記

1 対象案件

建築保全業務に係る全ての案件 ※対象業務は別紙算定基準を参照

2 適用時期

令和8年度以降の予算により実施する業務に適用

3 予定価格の設定方法

(1) 積算基準による算定

建築保全業務において積算基準が適用可能な案件は、積算基準により予定価格を算定する。

ア 適用可能な案件 別途財産活用課から通知されます。

イ 積算基準 国土交通省建築保全業務積算基準及び同要領による。

ウ 労務単価 最新の建築保全業務労務単価（新潟地区）を適用

エ 積算上の留意事項

積算にあたっては、財産活用課にて作成した積算内訳書ひな形（以下、「積算内訳書」という。）を活用してください。

※ 保存先：共有文書¥通知・様式集¥03 総務部¥財産活用課¥保全（建築物）
¥委託業務仕様書

(2) 積算基準の適用が困難な案件

積算基準の適用が困難な案件は、見積りを積算の参考とする。

この場合、見積徴取においては、原則として複数の者から徴取することとし、

内訳書等により見積内容の妥当性を確認のうえ設定してください。

なお、過年度の実績などの労務数量、業務歩掛の見積徴取等により国の労務単価を使用した算定に努めてください。

(3) 入札時及び見積時の留意事項

入札公告においては、数量表、金抜設計書を添付し、数量を明示してください。

金抜設計書は、業務内容、歩掛、数量等、積算に必要な条件、労務単価の適用年度を明示することとし、積算内訳書等を活用し、「単価」及び「金額」の欄を空欄として作成してください。ただし、見積りにより設定した材料等の単価が、類似品等により特定が困難な場合は、採用単価の「金額」を明示することとしてください。

4 最低制限価格の設定

(1) 設定方法

積算基準により予定価格を設定した案件は、会計局の定める「最低制限価格算定基準」により、最低制限価格を設定する。

算定基準は、令和7年2月18日付け6契検第183号または、別紙令和8年度改定予定算定基準を参考としてください。

最低制限価格算定にあたっては、積算内訳書に添付した最低制限価格算定用シートを活用してください。

(2) 入札時及び見積時の留意事項

「最低制限価格制度実施要綱」により、入札公告及び見積公告において、最低制限価格の設定等について入札参加者及び見積参加者へ周知する。

最低制限価格制度を適用した場合の入札説明書を活用願います。また、公募型見積合わせ説明書は現在作成中のため、作成後、別途通知します。

※ 保存先：共有文書¥通知・様式集¥12 会計局¥02 契約・検査課¥02 契約企画係 ¥03(委託等)最低制限価格・低入札価格調査等¥05 様式

落札決定後は、「製造の請負契約、物件の買入れ契約、物件の借入れ契約及びその他の契約に係る入札契約情報公表要領」に基づき、最低制限価格を公表する。

5 留意事項等

- (1) 上記に関する資料等については、別紙入札手続き関係資料一覧表を確認願います。
- (2) 会計局の定める令和8年度の「最低制限価格・調査基準価格算定基準」は、令和8年度建築保全業務労務単価（国土交通省）公表後（例年2月頃）に通知します。
- (3) 本通知に伴い、「業務委託、役務の提供及び物件の借入れに係る公募型見積合わせ試行要領」を今後改正する予定です。

(問合せ先)

担 当 会計局 契約・検査課 青木、一由、唐沢

電 話 026-235-7359（直通）内線 3854

電子メール keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp